

収入

印紙

## 選挙運動用自動車運送契約書

(一般乗用旅客自動車運送事業者(タクシー会社等)との契約)

泉大津市長選挙 候補者 \_\_\_\_\_ (以下「甲」という。)  
と、 \_\_\_\_\_ (以下「乙」という。) は、選挙運動用自  
動車の運送に関して、次のとおり契約を締結する。

1 乙は、乙の所有する次の自動車を用いて、甲の選挙運動のための自動車の運送を行うものとする。

自動車の種類		登録番号	
--------	--	------	--

2 使用期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

3 契約金額 金 \_\_\_\_\_ 円 (うち取引に係る消費税額 \_\_\_\_\_ 円)

[内訳 金 \_\_\_\_\_ 円 (消費税を含む) × \_\_\_\_\_ 日間]

4 甲は、乙から請求のあった日から30日以内に、3に定める契約金額を乙に支払うものとする。

5 甲が、公職選挙法第141条第8項の規定により自動車を無料で使用することができる場合は、4の定めにかかわらず、乙は、泉大津市議会議員及び泉大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定に基づき泉大津市に請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

なお、泉大津市に請求する金額が、契約金額に満たない場合は、甲は乙に対し、その不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は泉大津市には請求できない。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 住所

氏名

印

乙 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者名)

印

## 選挙運動用自動車借入れ契約書

(レンタカー業者又は個人との契約)

泉大津市長選挙 候補者 \_\_\_\_\_ (以下「甲」という。)  
 と、 \_\_\_\_\_ (以下「乙」という。) は、選挙運動用  
 自動車の借入れに関して、次のとおり契約を締結する。

1 甲は、乙の所有する次の自動車を借入れするものとする。

自動車の種類		登録番号	
--------	--	------	--

2 借入期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

3 契約金額 金 \_\_\_\_\_ 円 (うち取引に係る消費税額 \_\_\_\_\_ 円)  
 [内訳 金 \_\_\_\_\_ 円 (消費税を含む) × \_\_\_\_\_ 日間]

4 甲は、乙から請求のあった日から30日以内に、3に定める契約金額を乙に支払うものとする。

5 甲が、公職選挙法第141条第8項の規定により自動車を無料で使用することができる場合は、4の定めにかかわらず、乙は、泉大津市議会議員及び泉大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定に基づき泉大津市に請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

なお、泉大津市に請求する金額が、契約金額に満たない場合は、甲は乙に対し、その不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は泉大津市には請求できない。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 住所

氏名

Ⓜ

乙 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者名)

Ⓜ

## 選挙運動用自動車燃料供給契約書

泉大津市長選挙 候補者 \_\_\_\_\_ (以下「甲」という。)  
 と、 \_\_\_\_\_ (以下「乙」という。) は、  
 選挙運動用自動車の燃料の供給について、次のとおり契約を締結する。

1 甲は、乙から、甲が使用する選挙運動用自動車に使用するため、乙の所有する燃料の供給を受けるものとする。

2 燃料供給期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

3 燃料供給量 (予定総量) \_\_\_\_\_ リットル

4 契約金額 金 \_\_\_\_\_ 円

〔内訳 金 \_\_\_\_\_ 円 (消費税を含む) × \_\_\_\_\_ リットル〕

(ただし、期間中の燃料供給量が3に定める予定総量に満たない場合は、期間中の燃料供給量に金 \_\_\_\_\_ 円 (消費税を含む) を乗じた金額を契約金額とする。)

5 甲は、乙から請求のあった日から30日以内に、4に定める契約金額を乙に支払うものとする。

6 甲が、公職選挙法第141条第8項の規定により自動車を無料で使用することができる場合は、5の定めにかかわらず、乙は、泉大津市議会議員及び泉大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定に基づき泉大津市に請求するものとし、甲は、これに必要な手続を遅滞なく行うものとする。

なお、泉大津市に請求する金額が、契約金額に満たない場合は、甲は乙に対し、その不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、乙は泉大津市には請求できない。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 住所  
氏名

Ⓜ

乙 住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者名)

Ⓜ



収入

印紙

## 選挙運動用ポスター作成契約書

泉大津市長選挙 候補者\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）  
と、\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、選挙運動用ポ  
スターの作成に関して、次のとおり契約を締結する。

- 1 甲は、選挙運動用ポスターの作成を乙に依頼し、乙は、これを引き受けるものとする。
- 2 納入期限 令和 年 月 日
- 3 契約金額 金\_\_\_\_\_円（うち取引に係る消費税額\_\_\_\_\_円）  
〔内訳 金\_\_\_\_\_円（消費税を含む）×\_\_\_\_\_枚〕
- 4 甲は、乙から請求のあった日から30日以内に、3に定める契約金額を乙に支払うものとする。
- 5 甲が、公職選挙法第143条第15項の規定によりポスターの作成を無料でできる場合は、4の定めにかかわらず、乙は、泉大津市議会議員及び泉大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定に基づき泉大津市に請求するものとし、甲は、これに必要な手続を遅滞なく行うものとする。

なお、泉大津市に請求する金額が、契約金額に満たない場合は、甲は乙に対し、その不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は泉大津市には請求できない。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所

氏 名

①

乙 住 所（所 在 地）

氏 名（名称及び代表者名）

②

## 選挙運動用ビラ作成契約書

泉大津市長選挙 候補者\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）  
と、\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、選挙運動用  
ビラの作成に関して、次のとおり契約を締結する。

- 1 甲は、選挙運動用ビラの作成を乙に依頼し、乙は、これを引き受けるものとする。
- 2 納入期限 令和 年 月 日
- 3 契約金額 金 \_\_\_\_\_ 円（うち取引に係る消費税額 \_\_\_\_\_ 円）  
〔内訳 金 \_\_\_\_\_ 円（消費税を含む）× \_\_\_\_\_ 枚〕
- 4 甲は、乙から請求のあった日から30日以内に、3に定める契約金額を乙に支払うものとする。
- 5 甲が、公職選挙法第142条第11項の規定により選挙運動用ビラの作成を無料でできる場合は、4の定めにかかわらず、乙は、泉大津市議会議員及び泉大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定に基づき泉大津市に請求するものとし、甲は、これに必要な手続を遅滞なく行うものとする。

なお、泉大津市に請求する金額が、契約金額に満たない場合は、甲は乙に対し、その不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は泉大津市には請求できない。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所

氏 名

Ⓜ

乙 住 所（所 在 地）

氏 名（名称及び代表者名）

Ⓜ